

教第42号議案

平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に関する意見
決定の件

平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）が上程されるに
当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第29条の規定に基づき提示すべき意見を別紙のとおり決定する。

平成28年11月1日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）の上程に関する意見

平成 28 年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）の上程については異議ありません。

平成 28 年 11 月 1 日

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

教委総第 1518 号

平成 28 年 11 月 1 日

神戸市教育委員会

教育長 雪村 新之助 様

神戸市長 久元 喜造

平成 28 年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）

に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、平成 28 年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）を上程するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局総務部総務課）

[教第42号議案] 平成28年度神戸市一般会計補正予算(教育委員会所管分)

1 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額	左 の 財 源 内 訳			
			国県支出金	市 債	その他 特定財源	一般財源
平成29年度指定管理(東灘図書館ほか)	平成33年度まで	1,100,000	-	-	-	1,100,000
平成29年度指定管理(婦人会館)	平成33年度まで	86,000	-	-	41,000	45,000
平成29年度指定管理(風見鶏の館ほか)	平成32年度まで	131,000	-	-	131,000	-

今回補正するのは、平成29年度に指定管理を更新する施設について、複数年度協定を締結するにあたり、債務負担行為を設定するものである。